第５号様式

注　記　表

１．継続企業の前提に関する注記
２．重要な会計方針に係る事項に関する注記
３．会計方針の変更に関する注記
４．表示方法の変更に関する注記
５．会計上の見積りの変更に関する注記
６．誤謬の訂正に関する注記
７．貸借対照表に関する注記
８．損益計算書に関する注記
９．キャッシュ・フロー計算書に関する注記
10．株主資本等変動計算書に関する注記
11．税効果会計に関する注記
12．リースにより使用する固定資産に関する注記
13．道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額に関する注記
14．金融商品に関する注記
15．賃貸等不動産に関する注記
16．持分法損益等に関する注記
17．関連当事者との取引に関する注記
18．一株当たり情報に関する注記
19．重要な後発事象に関する注記
20．連結配当規制適用会社に関する注記
21．収益認識に関する注記
22．その他の注記

備考

１　会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）にあつては１、５、７、８、11、12及び14から20までに掲げる項目を、会計監査人設置会社以外の公開会社にあつては１、５、16及び20に掲げる項目を、会計監査人設置会社であつて、会社法第444条第３項に規定するもの以外の株式会社にあつては16に掲げる項目を記載することを要しない。

２　会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第99条から第116条までに定める規定に従い記載すること。

３　９．キャッシュ・フロー計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一　資金の範囲に含めた現金及び現金同等物の内容並びにその期末残高の貸借対照表科目別の内訳

二　資金の範囲を変更した場合には、その旨及びその変更による増減額（た

だし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）

三　営業の譲受け又は譲渡により増減した資産・負債に重要性がある場合には、当該資産・負債の主な内訳

四　重要な非資金取引がある場合にはその内容

五　記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）

4　13. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額に関する注記は、道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額について、協定上明らかになっている金額がある場合には、その旨、その期日、貸借対照表日後１年以内のリース期間に係るものの額、貸借対照表日後１年超に係るものの額及びこれらの合計額とする。